

令和6（2024）年度岡山県立大学委託生募集要項

1 募集人員

学 部 名	募集人員	研 究 科 名	募集人員
保健福祉学部	若干人	保健福祉学研究科	若干人
情報工学部	若干人	情報系工学研究科	若干人
デザイン学部	若干人	デザイン学研究科	若干人

（注）正規課程の学生に教育に支障のない範囲内とします。

2 出願資格

次に該当する者で、原則として岡山県内の官公庁又は学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校（以下、「公の機関等」という。）に所属し、所属長が推薦した者とします。

(1) 学部

高等学校又は中等教育学校を卒業した者（見込みの者を含む）
（他、本学学則第21条の各号に定める者）

(2) 大学院

修士課程及び博士前期課程の履修希望者：学士の学位を有する者（見込みの者を含む）
（他、本学大学院学則第8条第1項の各号に定める者）
博士後期課程の履修希望者：修士（博士前期）課程を修了した者（見込みの者を含む）
（他、本学大学院学則第8条第2項の各号に定める者）

3 入学の日及び在学期間

- (1) 本要項による委託生の入学の日は、令和6年4月1日とします。
- (2) 本要項による委託生の委託期間は、入学の日から1年以内とします。

4 出願手続

(1) 出願方法

本学に所属職員を委託入学させようとする公の機関等が、(4)の出願書類等を一括して角型2号（縦332cm×横240cm）の封筒に入れ、封筒の表に「委託生出願書類在中」と朱書して、簡易書留又は簡易書留速達扱いの郵送により提出してください。

(2) 出願期間

令和5年12月14日（木）から令和5年12月22日（金）まで（必着）

(3) 出願先

〒719-1197 岡山県総社市窪木111
岡山県立大学事務局教学課入試班

(4) 出願書類等

出願書類等は次のとおりです。検定料は必要ありません。

必要な書類等	作成方法	備考
① 委託願	本学所定の様式に記入してください。	
② 成績証明書	最終出身校が作成し、厳封したもの。	委託入学させようとする者のもの。
③ 卒業（修了）証明書	最終出身校が作成し、厳封したもの。 本学を卒業（修了）した者及び卒業（修了）見込みの者は、卒業（修了）証明書又は卒業（修了）見込み証明書を提出する必要はありません。	
④ 履歴書	本学所定の様式に記入してください。 学歴は、中学校卒業から記入してください。	
⑤ 写真2枚	縦4cm×横3cmの写真（正面上半身無帽、背景なし、カラー、出願前3か月以内に単身で撮影したもの）の裏面に氏名を記入し、うち1枚は履歴書に貼付してください。	

(注) 本学所定の様式は、ウェブサイトで公表しています。

(5) 出願手続上の注意事項

- ① 出願に必要な書類がそろっていない場合は受付できません。
- ② 入学を許可した後であっても、出願書類の記載と相違する事実が発見された場合は、入学を取り消すことがあります。
- ③ 出願受付後に出願事項の変更は認めません。ただし、氏名、住所、電話番号に変更があった場合は、すみやかに本学教学課入試班へ連絡してください。
- ④ 出願書類のうち、外国語（英語を除く。）で書かれた証明書には、その公的機関（大使館・領事館等）又は最終出身校等で証明を受けた和訳又は英訳を添付してください。
- ⑤ 受付をした出願書類は返還しません。

5 選考

出願学部・研究科において、書類審査、面接等適切な方法により行います。
面接等を実施する場合は、出願後、公の機関等に連絡します。

6 選考結果の通知

(1) 通知期日

令和6年1月26日（金）まで

(2) 通知方法

入学を許可する場合は入学許可書を、入学を許可しない場合は選考結果通知書をそれぞれ公の機関等の所属長へ郵送（通知期日までに発送）します。

7 入学手続

(1) 入学手続方法

入学を許可された者が所属する公の機関等が、入学手続に必要な書類等を一括し、簡易書留又は簡易書留速達扱いの郵送により提出してください。入学料は必要ありません。

なお、入学手続に必要な書類及び手続き方法の詳細については、選考結果通知の際に、入学を許可する者が所属する公の機関等に対し、併せて通知します。

また、受付をした入学手続書類は返還しません。

(2) 入学手続期間

令和6年3月14日（木）から令和6年3月15日（金）まで（必着）

（注）期間内に入学手続を完了しなかった者は、入学を辞退したものとして取り扱います。

(3) 入学手続先

〒719-1197 岡山県総社市窪木111

岡山県立大学事務局教学課入試班

8 安全保障輸出管理について

本学は、外国人留学生等への教育・研究内容が国際的な平和及び安全の維持を阻害することが無いよう、「外国為替及び外国貿易法」に基づく安全保障輸出管理を行っています。

規制事項に該当する場合は、希望する教育が受けられない場合や研究ができない場合がありますので、ご注意ください。

9 その他

(1) 授業料は必要ありません。

(2) 委託生は、通学定期券の購入及び学生旅客運賃割引証の取得はできません。

(3) 指導教員から研究に関連のある授業科目の聴講を指導された場合は、当該授業科目の担当教員の承諾を得た上で聴講することができるものとします。ただし、単位の認定はありません。

(4) 出願に当たって知り得た個人情報、選考、入学手続及びこれらに付随する業務に利用します。また、本学の入学手続きを完了した者の個人情報は、教務及び学生支援に関する業務に利用します。

（出願・その他に関するお問い合わせ先）

〒719-1197 岡山県総社市窪木111

岡山県立大学事務局教学課入試班 担当：山田

TEL：0866-94-9161（直通）

E-mail：nyushi@oka-pu.ac.jp

<参考>

学校教育法（昭和22年法律第26号）

（学校の定義）

第1条 この法律で、学校とは、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校とする。

岡山県立大学学則（平成19年4月1日）

（入学資格）

第21条 本学に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 高等学校又は中等教育学校を卒業した者
- (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者又は通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者
- (3) 外国において学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの
- (4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (5) 専修学校の高等課程（修業年限が3年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たす者に限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- (6) 文部科学大臣の指定した者（昭和23年文部省告示第47号）
- (7) 高等学校卒業程度認定試験規則（平成17年文部科学省令第1号）による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（同規則附則第2条に規定する廃止前の大学入学資格検定規程による大学入学資格検定に合格した者を含む。）
- (8) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第90条第2項の規定により大学に入学した者であって、大学における教育を受けるにふさわしい学力があると学長が認めたもの
- (9) 個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると学長が認めた者で、18歳に達したもの

岡山県立大学大学院学則（平成19年4月1日）

（入学資格）

第8条 本学大学院修士課程及び博士前期課程に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第83条に規定する大学を卒業した者
- (2) 学校教育法第104条第7項の規定により学士の学位を授与された者
- (3) 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者
- (4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者
- (5) 我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者
- (6) 専修学校の専門課程（修業年限が4年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- (7) 文部科学大臣の指定した者（昭和28年文部省告示第5号）

- (8) 学校教育法第 102 条第 2 項の規定により大学院に入学した者であって、大学院における教育を受けるにふさわしい学力があると学長が認めたもの
 - (9) 個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると学長が認めた者で、22 歳に達したもの
 - (10) 大学に 3 年以上在学した者(これに準ずる者として文部科学大臣が定める者を含む。)で、所定の単位を優秀な成績で修得したと学長が認めたもの
- 2 博士後期課程に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。
- (1) 修士の学位又は専門職学位を有する者
 - (2) 外国において修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
 - (3) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
 - (4) 我が国において、外国の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
 - (5) 文部科学大臣の指定した者(平成元年文部省告示第 118 号)
 - (6) 個別の入学資格審査により、修士の学位又は専門職学位を有する者と同等以上の学力があると学長が認めた者で、24 歳に達したもの